## 一般財団法人徳島陸上競技協会

## 特定資產等取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定資産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、特定資産とは、特定の目的のために使途等に制約が存在する資産をいう。

(特定資産の保有)

第3条 本協会は、特定資産を保有することができる。

(特定資産の保有に係わる理事会承認手続き)

第4条 本協会が,前条の特定資産を保有しようとするときは,会長はその名称,目的,将来の特定の活動内容,活動の実施予定時期を理事会に提示し,理事会の承認を得るものとする。

(特定資産の区分等)

- 第5条 前条の特定資産には、貸借対照表及び財産目録にて目的を示した名称を付した特定資産として、 他の資産と明確に区分して管理する。
  - 2 前項の資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
  - 3 前項にかかわらず,目的外の取崩を行う場合には、会長は、取崩が必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 1 この規程は、2019年4月1年から施行する。